

市議会令和7年第2回定例会

議案及び議案資料

議案第20号・議案第21号

(第4集)

目 次

議 案 第 2 0 号	柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例 の一部を改正する条例の制定について	1
議案第20号資料	柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例 の一部を改正する条例について	3
議 案 第 2 1 号	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部 を改正する条例の制定について	5
議案第21号資料	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部 を改正する条例について	9

柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例の制定について

柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

公職選挙法施行令の改正に準じ、柏市議会議員及び柏市長の選挙における選挙運動の費用の公費負担に係る限度額を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例

柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例（平成5年柏市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の2及び第5条の4中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第8条中「28円35銭」を「30円73銭」に，「586，905円」を「609，690円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し，施行日の前日までにその期日を告示された選挙については，なお従前の例による。

議案第20号資料

柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正
する条例について

柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例（平成5年柏市条例第26号）新旧対照表

改正前	改正後
(選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第5条の2 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第5条の4 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対して支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>28円35銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対して支	(選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第5条の2 候補者は、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第5条の4 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対して支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>30円73銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に<u>609,690円</u>を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対して支

払う。

払う。

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する
条例の制定について

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に準じ、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する
条例

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

12,800円 以内で市長が定 める額
12,800円 以内で市長が定 める額
15,232円 以内で市長が定 める額
10,800円
10,900円 以内で市長が定 める額
10,900円 以内で市長が定 める額
12,940円 以内で市長が定 める額
10,900円 以内で市長が定 める額

を

「

14,500円 以内で市長が定 める額
14,500円 以内で市長が定 める額
17,252円 以内で市長が定 める額
12,200円
12,400円 以内で市長が定 める額
12,400円 以内で市長が定 める額
14,692円 以内で市長が定 める額
12,400円 以内で市長が定 める額

に改める。

8, 900 円

10, 100 円

」

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第10号から第12号の5までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用を受ける選挙，最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第95条の規定による投票（以下「選挙等」という。）について適用し，施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については，なお従前の例による。

議案第21号資料

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例について

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）新旧対照表

改正前				改正後			
別表第1(第2条)				別表第1(第2条)			
号	職名	支給 区分	報酬額	号	職名	支給 区分	報酬額
1から9まで 略				1から9まで 略			
10	投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u> 以内で市長 が定める額	10	投票所の投票管理者	日額	<u>14,500円</u> 以内で市長 が定める額
10の2	共通投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u> 以内で市長 が定める額	10の2	共通投票所の投票管理者	日額	<u>14,500円</u> 以内で市長 が定める額
10の3	期日前投票所の投票管理者	日額	<u>15,232円</u> 以内で市長 が定める額	10の3	期日前投票所の投票管理者	日額	<u>17,252円</u> 以内で市長 が定める額
11	開票管理者及び選挙長	1回当 たりの 額	<u>10,800円</u>	11	開票管理者及び選挙長	1回当 たりの 額	<u>12,200円</u>
12	投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円</u> 以内で市長 が定める額	12	投票所の投票立会人	日額	<u>12,400円</u> 以内で市長 が定める額
12の2	共通投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円</u> 以内で市長 が定める額	12の2	共通投票所の投票立会人	日額	<u>12,400円</u> 以内で市長 が定める額
12の3	期日前投票所の投票立会人	日額	<u>12,940円</u> 以内で市長 が定める額	12の3	期日前投票所の投票立会人	日額	<u>14,692円</u> 以内で市長 が定める額
12の4	不在者投票に係る投票立会人	日額	<u>10,900円</u> 以内で市長 が定める額	12の4	不在者投票に係る投票立会人	日額	<u>12,400円</u> 以内で市長 が定める額
12の5	開票立会人及び選挙立会人	1回当 たりの 額	<u>8,900円</u>	12の5	開票立会人及び選挙立会人	1回当 たりの 額	<u>10,100円</u>
13から44まで 略				13から44まで 略			
備考 略				備考 略			